第五章　認定家賃債務保証業者

（新設）

（認定の申請）

第三十一条　法第七十二条第一項の規定により国土交通大臣の認定を申請しようとする者は、別記様式第四号による申請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

（新設）

（法第七十二条第一項第二号の関係者）

第三十二条　法第七十二条第一項第二号の国土交通省令で定める関係者は、友人、知人その他の住宅確保要配慮者が氏名を知り、かつ面識がある自然人とする。

（新設）

（認定の基準）

第三十三条　法第七十二条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　第二十条各号のいずれかに該当する者によって家賃債務保証業務が行われること。

二　保証委託契約（認定保証業者が賃借人である住宅確保要配慮者と締結する契約であって、当該認定保証業者が当該住宅確保要配慮者の家賃債務を保証することを当該住宅確保要配慮者が委託することを内容とするものをいう。以下同じ。）の締結の実績並びに標準的な保証委託契約の内容及びその締結の条件について、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するものであること。

三　家賃債務保証業務において、家賃債務の保証に係る申込みをした住宅確保要配慮者に対し、その保証に係る保証委託契約の締結の条件として、保証人の設定を求めないものであること。

四　保証委託契約に係る保証委託料が、当該保証委託契約の履行のために要する費用に照らして不当に高いものでないこと。

（新設）

（申請書の記載事項）

第三十四条　法第七十二条第二項第三号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。ただし、第一号から第三号までに掲げる事項については、認定（法第七十二条第一項の認定をいう。以下この章において同じ。）を受けようとする者が第二十条第二号に該当する者であって、国土交通大臣において当該事項の記載の必要がないと認めるときは、当該事項の記載を省略させることができる。

一　認定を受けようとする家賃債務保証業者が法人である場合においては、その役員の氏名及び第三十八条に規定する使用人があるときは、その者の氏名

二　認定を受けようとする家賃債務保証業者が個人である場合において、第三十八条に規定する使用人があるときは、その者の氏名

三　認定を受けようとする家賃債務保証業者が未成年者である場合においては、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合においては、その名称、住所並びにその代表者及び役員の氏名）

四　認定を受けようとする家賃債務保証業者が次に掲げる免許、登録又は指定（以下この号において「免許等」という。）を受けている場合は、当該免許等の番号その他免許等を受けていることを証する事項

イ　宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第三条第一項の免許

ロ　貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三条第一項の登録

ハ　法第五十九条第一項の規定による指定

ニ　住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二十二条第一項の登録

ホ　賃貸住宅の管理業務等の適正化に関する法律（令和二年法律第六十号）第三条第一項の登録

ヘ　第二十条第二号の登録